

3. 物権変動の原因としての債権関係

A が B に時計を売ると、時計の所有権が移転する。



※ 上掲のケースにおいて、売買は物権変動（所有権の移転）の原因にあたる¹³。

売買契約から売主 A と買主 B にはそれぞれ債権・債務が発生する。

	債権	債務
売主 A	代金支払請求権	商品引渡義務
買主 B	商品引渡請求権	代金支払義務

このように、商品の引渡請求権は売買契約の効力として発生するため、B は買主の立場で商品の引渡しを請求するのが一般的である¹⁴。この請求権は 10 年間行使しないと時効により消滅する（第 167 条第 1 項）。

さらに、B は所有者として、つまり、所有権に基づき、商品の引渡しを請求することができる。この請求権を物権的請求権と呼ぶが、同権利は商品がなくならない限り、消滅しない。ただし、A が商品を紛失するか、C に盗まれるような場合、B は所有権に基づき、A に商品の引渡しを請求することはできないが、盗人の C が商品を所持しているならば、C に対し返還を請求することができる。なお、BC 間で売買契約が締結されているわけではないため、B は自らの債権を援用し、返還を請求することはできない。

¹³ 所有権は、不動産であれば登記が、また、動産であれば引渡しがなされた後に買主に移転すると定める立法例もあるが（ローマ法、ドイツ法〔形式主義〕）、我が国の民法は意思表示によって、つまり、売買契約が成立すれば、登記や引渡しがなくても、買主は所有権を取得とする（我が国の民法第 176 条〔意思主義〕）。なお、我が国の民法は、これとは異なる内容の合意も認めている。

¹⁴ 同趣旨の成文規定として、フランス民法第 711 条および第 1138 条を参照されたい。

② 相続

③ 先占、せんせん拾得、しゅうとく発見、添付（第 239 条以下）

・ 遺失物の拾得者による所有権の取得

拾得者が警察に届け出、遺失物法が定める公告がなされた後、3ヶ月以内に落とし主が現れないとき、拾得者は所有権を取得することができる（民法第 240 条、遺失物法第 4 条、第 7 条など）。

☞ 拾得者が警察に届け出ず、遺失物を横領するときは？

④ 時効（取得時効¹⁵）

- ・「十年間、所有の意思をもって、平穩¹⁶、かつ、公然¹⁷他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意¹⁸であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する」（民法第 162 条第 2 項）。
- ・ 盗人であれ、盗んだ物（盗品）を 20 年間、占有すると所有権を取得する（第 1 項）。遺失物を警察に届けずに横領する拾得者も同様である。

¹⁵ 時効には、一定の期間、権利を行使しないと権利が消滅する消滅時効（3 頁参照）と、一定の期間、物を占有すると、その物の所有権を取得する取得時効がある。

〔問題〕以下の文章を読み、不適切な箇所を指摘しなさい（1 箇所とは限らない）。

租税債権は法定の納期限から 5 年間、行使しないと消滅する。例えば、A は 2013 年 8 月末日までに所得税を納めなければならなかったが、税務署からの請求がなかったため、2019 年 4 月現在、未納であった。このケースでは納期限からすでに 5 年が経過しているため、税務署の債権は時効によって消滅している。従って、税務署はもはや納税を命じることはできない。他方、A は権利を時効によって取得しているが、これを放棄し、所得税を納めてもよい。

¹⁶ 暴行や強迫といった違法な方法や凶暴な方法を用いていないこと

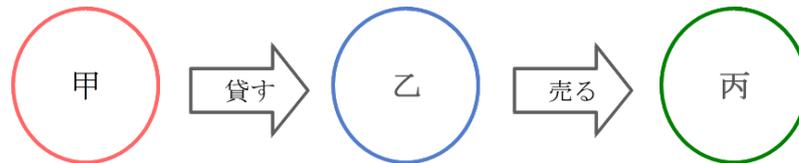
¹⁷ 堂々とし、隠していないこと

¹⁸ 他人の物と知らないこと（これに対し、他人の物と知っていることを悪意と言う）

⑤ 即時取得 (動産に限る、つまり、不動産の所有権を即時取得することはできない)¹⁹

〔問題〕

- 1 甲が乙に自転車²⁰を貸したところ、乙は無断でその自転車を丙に売却した。丙は自転車の所有権を取得するか。それとも、所有権は甲のもとにあるか（甲と丙のどちらを保護すべきか）。



※ 丙が自転車の所有権を即時取得するとき、甲は乙に自転車の返還を求めることはできないが、損害賠償を請求することができる。

- 2 Aは拾った時計を警察に届けることなく所持し続け（㊄ 遺失物横領）、その後、Bに売却した。時計の所有者（時計を紛失した者）はBに時計の返還を請求することができるか（第193条参照）。
- 3 AがCから時計を盗み、Bに売ったときはどうか。
- 4 Bが遺失物または盗品である時計を競売もしくは公の市場において善意で買い受けたときはどうか。
- 5 Bがこの時計を時計店から善意で購入したときはどうか。

※ 2～5は1の特例である。

- 6 Bが古物商や質屋のときはどうか。

¹⁹ 不動産とは異なり、動産には公示制度がない。動産を占有する者を所有者として信じ、取引を行った者を保護する制度が即時取得である。

²⁰ これに対し、自動車（軽自動車を除く）は道路運送車両法により登録が義務づけられており、誰が所有者か分かるため即時取得の制度は適用されない（最高裁判決昭和62年4月24日）。